

消費者庁の設置と地方消費者行政の強化に向けた取り組み

消費者庁設置法案(政府案)は、2008年秋の臨時国会に提出された後、継続審議となっていました。この年3月に民主党から「消費者権利院法案」という対案が提案されました。政府案とは考え方の異なる法案で一時は対決法案となるのが危ぶまれましたが、全国消団連は「消費者行政のあり方検討会議」で議論を積み重ね、組織論よりも求められる機能面を中心とした政策提言を重ねました。与野党と対話を重ねた結果「監視機能としての消費者委員会の設置」という合意点が見出され、政府案は衆参合計で88時間の審議を経て与野党共同修正の末、5月に全会一致で可決成立しました。9月に消費者庁・消費者委員会が発足し、消費者団体メンバーも、消費者庁参与・消費者委員会委員などの形で行政へ参画するようになりました。

この年は地方消費者行政活性化基金が創設され、発足した消費者庁に「地方消費者行政強化プラン策定本部」が設置されるなど、地方消費者行政の拡充に向けた動きがスタートしました。全国消団連では、長年「地方消費者行政研究グループ」で取り組んできた「都道府県の消費者行政調査」などの活動をベースに意見表明や課題の交流を行い、国とともに都道府県・区市町村の消費者行政の強化に向けた取り組みを進めました。

また、新たな消費者基本計画に盛り込むべき施策、消費者事故情報の一元化、不当収益はく奪・集団的被害救済制度など、消費者庁設置関連法の附則・附帯決議で「宿題」とされた事項についても検討を深めました。さらにこの年、社会的合意形成や取り組み促進のための枠組みとして、広範なステークホルダー代表が参加した「安全・安心で持続可能な未来に向けた社会的責任に関する円卓会議」が発足しました。全国消団連としても消費者セクターとして積極的に参画し、他セクターとの協働の取り組みを進めました。

全国消団連のあゆみ

- 1月 「消費者行政一元化についての意見」をとりまとめ、5つの論点について意見表明 —— 1) 消費者庁の早期創設、2) 消費者視点に立った行政監視組織のあり方、3) 各省庁における消費者視点の強化、4) 地方消費者行政強化とそのための支援、5) 食品安全行政の強化
- 2月 「都道府県の消費者行政を考えるシンポジウム2009」
- 3月 「消費者庁関連法案」と「消費者権利院法案」の審議開始にあたり見解を発表
- 5月 「『消費者庁関連三法』の参議院での可決にあたって」声明
- 6月 地方消費者行政活性化シンポジウム
- 7月 「消費者委員会発足にむけての要請」を提出
PLオンブズ会議報告会「消費者庁 事故情報一元化の現状と課題」
- 8月 第7回消費者団体交流会(内閣府と共催)
「各政党の消費者政策に関するアンケート」実施
- 10月 「エコナ問題に関する意見・要望」「地方消費者行政活性化基金についての意見」「新型インフルエンザへの対応についての要請」を提出
- 11月 第48回消費者大会
- 12月 「地方消費者行政強化のための提言」「新たな『消費基本計画』に盛り込むべき施策等についての意見」を提出

社会の動き

- 1月 第2次補正予算で「地方消費者行政活性化基金」創設
- 2月 商工ローン業者「SFCG(旧商工ファンド)」が民事再生法の適用を申請
- 3月 「社会的責任に関する円卓会議」発足
民主党が「消費者権利院法案」及び「消費者団体訴訟法案」を衆議院に提出
文科省、高校指導要領改訂(消費者教育の充実)
- 4月 国民生活センター 裁判外紛争手続(ADR)開始
- 5月 「消費者庁設置関連3法案」与野党共同修正のうえ全会一致で可決成立
裁判員制度スタート
- 6月 消費者庁・消費者委員会設立準備室設置
改正独占禁止法の公布
新型インフルエンザが流行(WHOがパンデミック宣言)
- 8月 衆議院選挙(政権交代)
- 9月 消費者庁・消費者委員会発足
消費者庁に「食品 SOS対応プロジェクト」発足(エコナ問題の検討)
- 10月 消費者庁に「地方消費者行政強化プラン策定本部」設置

地方消費者行政充実強化に向けた取り組み

1999年～2000年頃、消費者トラブルの苦情相談が増加の一途を辿っているのに、いくつかの県で消費生活センターを統合する動きがあった。全国消団連では直ちに反対意見を表明したものの、そもそも各地の消費者団体は、地元の消費者行政の予算や体制がどうなっているのか、把握できていないのではないかと。そこで、各地の消費者団体が手分けをして2001年度から「都道府県の消費者行政調査」を継続的に実施し、全国消費者大会の分科会で公表した。

その結果、大半の都道府県で消費者行政予算も人員も毎年大幅に減少していることが判明した。地域の住民・消費者の暮らしの安全・安心を守るはずの消費者行政が軽視されている実態を知り、各地の消費者団体は地元の弁護士会や消費生活相談員団体と協力して、地方消費者行政充実強化の声を上げ始めた。消費者行政調査を独自に始めた地域もある。

こうした取り組みが、2008年の消費者庁設置の議論に際し、地方消費者行政の抜本的な強化を求める声となり、2009年から「地方消費者行政活性化基金」の導入につながった。さらに、基金活用に向けた継続的な監視と提言の取組が、地域ネットワーク団体の結成につながってきた。

COLUMN



池本誠司
弁護士